第十六条の三第一項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者」を「第二号適用者であって、所得の額が三百八十万円未満であるもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第二号適用者」という。）であって、所得の額（同項第二号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）が六百九十万円以上であるもの　二百十二万円

三　第二号適用者であって、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの　百四十一万円

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第三条　第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新健保令」という。）第四十三条第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による保険者の認定は、施行日前においても、新健保令の規定の例によりすることができる。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第五条　第二条の規定による改正後の船員保険法施行令（以下この条において「新船保令」という。）第十条第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による協会（健康保険法による全国健康保険協会をいう。）の認定は、施行日前においても、新船保令の規定の例によりすることができる。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第七条　第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この条及び附則第十八条において「新国共済令」という。）第十一条の三の六第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による組合（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。）の認定は、施行日前においても、新国共済令の規定の例によりすることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第九条　第四条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（以下この条において「新国保令」という。）第二十九条の四第一項第三号ハ及びニ並びに第四号ハ及びニの規定による市町村（特別区を含む。）又は組合（国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合をいう。）の認定は、施行日前においても、新国保令の規定の例によりすることができる。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十一条　第五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「新地共済令」という。）第二十三条の三の五第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による組合（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。）の認定は、施行日前においても、新地共済令の規定の例によりすることができる。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行日前に行われた介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前に行われた健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「平成十八年旧介護保険法」という。）の規定による介護療養施設サービスに係る平成十八年旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十五条　第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高確令」という。）第十六条第一項第一号ハ及びニ並びに第二号ハ及びニの規定による後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の認定は、施行日前においても、新高確令の規定の例によりすることができる。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第十六条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「第三項第四号」を「第三項第六号」に、「第二項第四号」を「第二項第六号」に改め、同条の表第十一条の三の五第三項第四号の項中「第十一条の三の五第三項第四号」を「第十一条の三の五第三項第六号」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十八条　附則第十六条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（以下この条において「新私学共済令」という。）第六条において読み替えて準用する新国共済令第十一条の三の六第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による日本私立学校振興・共済事業団の認定は、施行日前においても、新私学共済令の規定の例によりすることができる。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十九条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第三条中「第四号」を「第六号」に改める。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三